

キューアンドエー

Q&Aでもっと詳しく！

Q. 自転車の交通反則通告制度の対象年齢は？

A. 16歳以上が対象です。

Q. 運転免許証を持っていない人はどうなりますか？

A. 運転免許証を持っていない人も、自転車の交通反則通告制度の対象です。

Q. 違反があれば、すぐに切符を切るのですか？

A. 基本的には、まずは指導警告に留めます。ただし、交通事故に直結する悪質・危険な違反の場合は、その場で検挙（反則切符処理）することもあります。

Q. 検挙対象となる交通事故に直結する悪質・危険な違反とはどんなものですか？

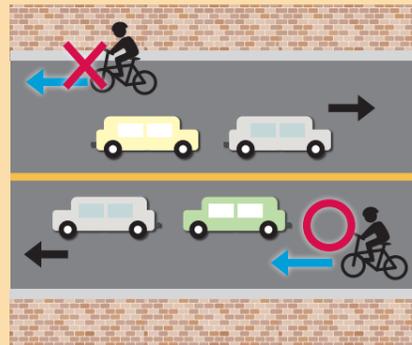
A. ■携帯電話使用等 ■遮断踏切立入り ■自転車制動装置（ブレーキ）不良 ■歩行者を驚かせた ■車両に急ブレーキをかけさせた ■2つ以上の違反を同時に行う（例）二人乗りをしながら信号無視 ■警察官の指導警告を無視して違反を続ける など
※例示であり、これ以外は反則切符処理をしないというものではありません。

Q. 自転車は歩道を通るだけで違反になりますか？

A. 【基本】原則として、自転車は歩道を通行してはいけません。一般の自動車やバイクと同じく車道を通り、車道内では進行方向に対して左端を通行します。

【例外】次の場合は、例外的に自転車も歩道を通行できます。

- 自転車の通行を認める標識がある歩道
- 13歳未満、70歳以上、体の不自由な人
- 道路工事、多数の駐車車両により、車道左端を通行することが困難なとき
- 自動車の交通量が著しく多く、かつ車道幅員も狭いなど、追い越しをする自動車などの交通事故の危険性が高いとき



詳細は

広島県警察HPを見て



特集2

— 4月1日(水)から自転車に反則切符(青切符)が導入されます —

自転車の交通反則通告制度を



知っておこう！

問 地域協働課 ☎25-3283

呉警察署 ☎29-0110

広島警察署 ☎75-0110

4月から始まる、「自転車の交通反則通告制度」について紹介します。

この制度が導入された背景や違反の内容を知り、改めて交通安全に努めましょう。

対象となる自転車での違反行為と反則金額

違反行為名	内容	反則金額
携帯電話使用等(保持)	スマホ等で通話または画面を見ながら運転	12,000円
遮断踏切立入り	警報音吹鳴中、遮断機降下中に踏切内に入る	7,000円
踏切不停止等	踏切の直前で一時停止しない	6,000円
信号無視	赤信号を無視して通過	6,000円
通行区分違反	車道の右側を通行(「逆走」のこと)	6,000円
指定場所一時不停止等	止まれの標識で一時停止しない	5,000円
無灯火	夜間にライトを点灯させない	5,000円
自転車制動装置不良	ブレーキ装置のない自転車を運転	5,000円
公安委員会遵守事項違反	傘さし運転	5,000円
軽車両乗車積載制限違反	自転車の二人乗り、三人乗りなど (※幼児を幼児用座席に乗せることは可能)	3,000円

※免許点数は付与されません

4/6(月)~15(水)は春の全国交通安全運動！

交通安全のため、運動のスローガンと重点を確認しておきましょう。

スローガン「譲り合い ハンドル越しの 思いやり」

■ 運動の重点

- 通学路・生活道路における子どもをはじめとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

問 地域協働課

☎25-3283

安心・安全な呉を目指そう！



自転車への交通反則通告制度の導入

交通反則通告制度とは、交通違反をした際の手続きを簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されます。この時に発行する交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれ、これまでは自動車や二輪車などが対象でしたが、令和8年4月1日(水)から自転車もその対象となります。

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる、身近で環境にやさしい交通手段です。しかし、近年は交通事故の総数が減少傾向にある一方で、自転車関連事故の割合や自転車と歩行者の事故件数は増加傾向にあります。また、令和6年中の自転車関連の死亡・重傷事故のうち、約4分の3は自転車側にも法令違反が認められました。このような交通情勢に伴い、警察では自転車の交通違反の指導取締りを強化しており、令和8年4月1日からは反則切符(青切符)が導入されることとなりました。この機会に、改めて自転車の交通ルールなどを確認しておきましょう。

自転車を安全・安心に利用するために